

(仮称)尼崎市こども家庭センター設置基本方針(素案)の策定 に対するパブリックコメント募集結果

○28人の方から、99件の意見をいただきました。

○寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
基本理念			
1	基本理念に「子どもの声を聴きながら」とあるが、なかなか本音を言えない子どもに対してどのようにアプローチしていくのか。	1	[意見を参考とする] 子どもの声を聴き、支援に生かしていくためには、児童相談所やいくしあの職員が子どもに寄り添いながら継続的に関わり、まずは信頼関係を構築していくことが大切だと考えています。また、第三者的な立場で子どもの意見表明を支援する仕組みなど、子どもが安心して相談できるような取り組みを検討していきます。
2	基本理念に「子どもファーストな視点に立った」とあるが、「子どもの人権を尊重した」といった普遍的な重みのある表現の方が良いのではないのか。	1	[意見を参考とする] 子どもの声をしっかりと聴き、子ども一人ひとりの背景や状況に合わせた柔軟な支援を実施することで、子どもにとっての最善の利益の実現につながるようという想いを込めて、本市では子どもファーストという言葉を用いています。また、いくしあのコンセプトの一つでもあるため、本市が設置する児童相談所の基本理念にも用いています。
3	基本理念に「尼崎らしい児童相談所の姿」とあるが、「尼崎らしい」と付けたのはどんな意図があるのか。立地以外のソフト面で教えてほしい。	1	[その他] 児童虐待において、発生を予防する支援を充実させているいくしあがあるのが本市の最大の強みだと考えており、いくしあとの連携が「尼崎らしさ」の一つだと考えています。また、あまがさき・ひと咲きプラザ全体で、学びと育ちを支援する運営を行うことや地域の多様な支援者とともに重層的な支援を行う点等についても「尼崎らしさ」だと考えています。
4	第三者評価の活用というのは非常に大事な視点だと思うが、あえて「尼崎らしい児童相談所の姿」のところに入れた理由を教えてください。	1	[その他] 本市では子どもの育ち支援条例を制定し、子どものための権利擁護委員会を設置するなど積極的に子どもの権利について取り組んでいます。そういったことから児童相談所が行っている支援が、本当に子どもにとって最善の利益の実現につながっているのかどうかを第三者に評価してもらうことは、積極的に子どもの権利擁護に取り組む尼崎らしさに入ると考えています。
名称			
5	児童という言葉の使い方に違和感がある。法的な施設名称は仕方ないが、「切れ目のない」を実現するためには「子ども」に統一するべきではないのか。	1	[意見を反映した] ご意見のとおり、「児童」と表現している言葉を「子ども」に統一します。
6	児童相談所送りという言葉があるように、児童相談所という名称自体のイメージが悪くないため、名称を変えないのか。	1	[すでに盛り込み済み] 基本方針のタイトルにもあるように(仮称)尼崎市こども家庭センターとしています。この名称は仮称であり、市民の皆様にはわかりやすい名称となるよう検討していきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
7	基本方針に愛称である「いくしあ」を使っていますが、市民には定着しておらず、伝わりにくいので、正式名称の「子どもの育ち支援センター」を使った方が良いのではないかと。	1	[すでに盛り込み済み] 基本方針の策定の目的に「子どもの育ち支援センターいくしあ(以下「いくしあ」)」と記載しています。市民の皆様「いくしあ」をより認知していただけるよう今後も努めていきます。
8	基本方針の文中では、こども家庭センターは児童相談所と表現されているが、こども家庭センターの表現をもっと使用すべきではないかと。	1	[その他] 目次の注釈には(仮称)尼崎市こども家庭センターは児童相談所を指すことを記載していますが、より読み手に伝わりやすくするため、文中では児童相談所として表現しています。
9	こども家庭センターの「こども」は子どもの育ち支援センターと同じく「子ども」表記にしてはどうか。	1	[意見を参考とする] (仮称)尼崎市こども家庭センターは、仮称であり、市民の皆様「わかりやすい名称となるよう検討していきます」。
児童相談所といくしあとの役割、連携			
10	具体的に児童相談所といくしあの役割分担がわかりにくい。「重なり合う業務」とはどのようなものか。そのために、どこにどんな相談をすればよいかわかりにくい。	1	[意見を参考とする] 大別するといくしあは予防的アプローチを中心に、児童相談所は緊急対応を中心に担っています。特に児童相談所は一時保護や措置などいくしあにない権限を持っています。しかし、実際のケース支援においては、明確に役割分担することはなく、両者が互いに連携しながら対応することとなります。そのため相談窓口を一本化し、どこに相談しても適切な支援につながるような体制を検討していきます。
11	施設設備のコンセプトにいくしあと児童相談所、一時保護所との連携のしやすさを謳っているが、施設としてなのか、業務としてなのか、具体的にはどのように連携していくのかを明記してほしい。	1	[すでに盛り込み済み] いくしあと一体的な運営を行うにあたり、あまがさき・ひと咲きプラザ内の施設・機能を活用する施設面での連携のしやすさはもちろんのこと、業務としてもいくしあと児童相談所が保有する情報の一元化や合同の受理会議、援助方針決定会議による共通の支援方針のもと支援を実施することで、一貫した支援や迅速な支援の実施につながると考えています。
12	母親はみんな子育てに困っている。母親が気軽に相談できるようにしてほしい。	1	[意見を参考とする] 子どもの声をしっかりと聴くことはもちろんのこと、保護者や家庭全体への支援も大切な取り組みであることから、児童相談所といくしあで連携して、一つひとつの相談に丁寧に対応できるようにしていきます。
13	児童相談所の設置を進めていくのはいいことだと思うので、子どもたちを救っていくような手立てをつくってほしい。 また今後外国人の子どもも増加していくと思うので、多様な子どもたちの相談を受ける取り組みをしっかりとやってほしい。	1	[意見を参考とする] 子ども自らも相談しやすい児童相談所を目指すとともに、児童相談所以外で子どもの相談を受けた場合でも、その相談が児童相談所につながるよう、関係機関とのネットワークをしっかりと築いていきたいと考えています。
14	子どもが普段生活しているのは家なので、家庭への支援が必要。しんどい家庭ほど指導が入りにくいと思うので、家庭に寄り添い家庭環境を健全にするのとセットで保護者のしんどさを支援する仕組みが必要ではないかと。	1	[すでに盛り込み済み] ご意見のとおり、子どもと家庭の両方の支援が必要であり、いくしあをはじめとする関係機関と連携し、子どもを見守り、その家庭を支える包括的な支援体制を構築していきたいと考えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
15	いくしあで既に取り組んでいる支援プログラムについて明記をお願いします。子どもや親が相談しやすい、または子どもが相談機関とつながるよう、早期発見ができるような策なのか。	1	[意見を反映した] いくしあでは児童虐待予防の取り組みとして、子育てに不安を抱えている人を対象に、子どもの心や体を傷つけない子育てを一緒に目指す回復支援プログラムやペアレントトレーニングを実施しています。例示にはなりますが、回復支援プログラムやペアレントトレーニングを追記し、以下のとおり修正します。 (修正後) 「いくしあで既に取り組んでいる支援プログラム(回復支援プログラムやペアレントトレーニング等)に加え、」
16	予防的な支援を行ういくしあと児童相談所を一体的に運営することで、子どもたちや家族にとってどのような点がより良くなるのか。	2	[その他] 本市が児童相談所を設置することで、いくしあと情報を共有し、同じ支援方針のもと、より迅速に一貫した支援をすることが可能になると考えており、そのことが子どもや家庭にとっても適切な評価や迅速な支援につながると考えています。
17	市が児童相談所を運営するメリットは地域と距離が近いことだと思う。育児ノイローゼの人等、相談したいがどこに相談したら良いかわからずに終わっている人もいるので、例えば医療機関に相談機関を示す掲示板を置く等、目に留まるよう周知広報をしてもらいたい。	1	[意見を参考とする] 相談窓口の周知方法について、効果的な広報手法を検討していきます。
中高生世代、18歳以後の支援・体制			
18	家庭環境が劣悪で非行や家出という行動が表れている中高生世代を含む子どもたちに、安全安心、衣食住を提供することにより社会への信頼感を回復させ、自立を促す支援ができる児童相談所をつくってほしい。	1	[意見を参考とする] ご意見のとおり、非行や家出がある背景には家庭環境の問題が存在することがあるため、そのような子どもの安全・安心を守るために、家庭養育環境整備のための積極的な一時保護も実施していきたいと考えています。 また、子どもの自立を支援するために、自立援助ホーム等の社会資源を活用していくとともに、自立に向けたサポートの取り組みについても、検討していきます。
19	児童福祉法上の対象とならない18、19歳の未成年者に対して、市として、子ども・若者を守る柔軟な対応をしてほしい。左記年齢が成年年齢引き下げにより未成年でなくなったとしても、現実問題として18、19歳が自立した社会人生活を送ることは難しいことが多く、特に後ろ盾がない児童養護施設退所者や虐待を受けてきた者に対する支援体制を整備してほしい。具体的には、自立支援の充実について、進学や就職による生活安定のための支援、自立生活能力を高める支援、アフターケアの推進に取り組んでほしい。	3	
第三者評価の活用			
20	第三者評価の活用というのは、具体的にどんなことを考えているのか。 第三者機関による審査を定期的に行い、審査においては、子どもの意見を十分に聴くこと。	2	[意見を参考とする] いくしあや児童相談所が行う支援が、客観的に、子どもにとって最善の利益の実現につながっているのか定期的に第三者が評価する仕組みを検討していきます。
21	誤認保護を防ぐための第三者チェック機能などはあるのか。	1	[意見を参考とする] 現在、国では、一時保護の妥当性を司法機関が審査する制度の導入を検討されており、制度が導入された際には、本市においても、当該制度に則って対応していきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
22	第三者機関の委員は、どのように選定するのか決めているのか。これからであるならば、地域性を持った人材を取り入れてほしい。	1	[意見を参考とする] 第三者機関の構成委員についてはまだ決まっていません。いただいたご意見も参考にこれから検討していきます。
一時保護所のルール、ガイドライン			
23	一時保護所内のルールについて、不合理なルールは作らず、子どもたちとも協議し、柔軟に見直すとともに、年に1回は点検を行うこと。	2	[意見を参考とする] 一時保護所内のルールは、子どもたちの安全と安心を守るために必要である一方で、過剰な制約とならないよう子どもの意見や他自治体の取り組みも参考にするとともに、第三者評価を活用して適切なルール作りに取り組んでいきます。
24	児童相談所や一時保護所の職員と子どもの間での性加害を防ぐためのルールやガイドラインを明文化して作成されたい。	1	[意見を参考とする] 児童相談所や一時保護所の職員が高い倫理観を持って、業務に従事することは必須事項であると考えています。そのため職員の採用時における人物や職務経歴等を十分に踏まえるとともに、採用後においても倫理観を養う研修を行っていきたいと考えています。また、あわせて職員と子どもとの間での性加害を含めた事件や事故を防ぐためのルールやガイドラインの作成に取り組んでいきます。
一時保護			
25	一時保護所が定員オーバーになった際にはどのように対応するのか。	2	[その他] 一時保護については、対象となる子どもの置かれた状況に応じて、子どもにとって適切な場所で保護が行えるように里親や児童養護施設等の受入れ先を確保し、一時保護委託も活用することで適切に実施していきます。
26	中高生世代については必ずしも大人がつきっきりでなければ生活できないわけではないので、市営住宅の空き室を利用するなどして安心安全な一時避難場所を提供してほしい。	1	[意見を参考とする] 子どもの安全・安心のために、一時保護所や児童養護施設、里親に加え、自立援助ホームや子どものシェルターなどの社会資源とも連携しながら、適切な一時保護を実施していきます。
27	一時保護所の定員の全国平均は何人なのか。	1	[その他] 令和2年4月1日時点での厚生労働省の調査では、一時保護所は全国で143か所あり、1か所あたりの定員の平均は23名となっています。 また、各自治体の一時保護所定員数の平均は、都道府県で20名、政令指定都市で31名、中核市で20名となっています。
28	施設規模の一時保護所の定員に「全体として、一時保護をためらうことなく、積極的に児童の安全を守る」とあるが、主語を明確にしてほしい。	1	[意見を反映した] ご意見のとおり、主語が明確でなかったため、「児童相談所が」と追記し、修正します。
29	一時保護の期間はどの程度なのか。	1	[その他] 子どもや家庭の状況に応じて一時保護期間は異なりますが、児童福祉法では原則2か月以内となっています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
30	一時保護される子どもはどうやって発見されるのか。	1	[その他] 関係機関や近隣住民などが子どもの異変を感じた際に市や児童相談所に通告し、児童相談所が重症度・リスク・緊急度をアセスメントし、一時保護を実施します。
子どもの意見表明権の保障			
31	意見表明権を保障するためのアドボケート制度について、意見表明支援員を設置するなどして適切な制度を確実に実現してほしい。	4	[意見を参考とする] 子どもの意見表明権を保障していくにあたり、一時保護中(委託を含む)であっても、子ども自身が、子どもの権利について学び、意見を表明できる仕組みを検討していきます。
32	一時保護中の子どもの意見表明について、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を定期的に保障してほしい。	2	
33	一時保護中の子どもの意見表明について、尼崎市子どものための権利擁護委員会とも連携されたい。	1	
34	一時保護中の子どもの意見表明について、ボランティアを活用し、子ども自身の意見を話せるようにしてはどうか。	1	
35	一時保護中の子どもの意見表明について、子どもが入る運営委員会のような組織の設置やご意見箱を設置すること。	1	[意見を参考とする] 一時保護所の運営に関して、子どもの意見を聴き、子どもが主体的に参画していく仕組みについて検討していきます。
36	受理会議・援助方針決定会議のプロセスに当事者はどれほどかかわっているのか。「子どもの権利」という言葉が書かれているが、意見を表す権利も保障されるべきではないのか。	1	[意見を参考とする] 児童相談所における援助方針決定は子どもや保護者等の将来に非常に大きな影響を与えることから、援助方針を決定するにあたって、当事者である子どもの声を反映する仕組みについて検討していきます。
学習支援			
37	学校に行ける、自由に勉強が出来る、不登校であればオンラインで授業に参加できるなど、学びの保障を行うこと。	2	[すでに盛り込み済み] 個々の子どもの状況に応じた学習支援を行っていくために、通学支援やオンライン授業等について検討していきたいと考えています。
38	閉鎖的になりがちな一時保護所の風通しを良くし、学びの保障のためにも大学生等のボランティアの養成や活用を積極的に行うこと。但し、入所者のプライバシーに配慮するよう十分注意すること。	1	[意見を参考とする] 一時保護所の子どもたちのプライバシーに十分に配慮する必要がありますが、子ども一人ひとりに合わせた支援を行う上で、学習支援も含めたボランティアの活用を検討していきます。
39	学校に行きたくても行くことができない子どもが友達や先生に会えない状況で学校が今どんな様子なのか知ることはできるのか。	1	[意見を参考とする] 一時保護の視点として、基本方針には日常とのつながりの維持・確保や学習保障等について記載しています。学習支援の方策として、通学支援やオンライン授業等について検討していきたいと考えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
40	通学支援を行うと学校に家族も来ることができてしまうが、連れ戻しのリスクがあるのではないか。	1	[意見を参考とする] 子どもの状況やリスクを考慮し、原籍校への通学が望ましい場合に通学支援ができるように検討していきたいと考えています。
親子の交流、家族再統合支援			
41	一時保護等された場合であっても、親子関係が保てるように、面会などの交流をしてほしい。	1	[意見を参考とする] 一時保護だけでなく、里親委託、施設入所の場合であっても、親子の交流が途切れないよう子どもと家族にとって適切なタイミングで面会等ができるように取り組んでいきます。
42	家族の再統合について、「子どものために」「子ども中心」の取り組みを考えてほしい。子どもの権利を最優先に取り組みを考えてほしい。	1	[すでに盛り込み済み] まずは家族への支援を行いながら、子ども自身の声をしっかりと聴き、子どもにとって最善の利益の実現につながるよういくしあをはじめ関係機関などとも連携しながら支援をしていきます。
43	一時保護所は環境も整っており、食事も食べさせてもらえるし虐待もされない。家庭に戻ることを拒むようになるのではないか。家庭に戻る事が難しくなるのではないか。	1	[意見を参考とする] 一時保護所は虐待等により傷ついた子どもたちが安全・安心で、居心地の良さを感じてもらえる場所にしたいと考えています。一方で、一時保護所は一時的に過ごす場所でもあるため、家庭復帰等を見据えた支援も必要です。子どもと家庭を支援し、親子関係のアセスメントに基づいた調整を行うほか、親子の面会等の交流を通じて、適切な支援をしていきます。
44	親の支援を行いながら、家庭で暮らすことが好ましいという原則は、常に確認すること。それでも、虐待等が続き、子どもが命の危険等に直面する時は、躊躇なく保護すること。	1	[意見を参考とする] まずは家族への支援を行いながら、子ども一人ひとりの状況を踏まえ、その子どもにとって最善の利益の実現につながるよう支援を行います。 また、子どもにとってのリスクの変化を的確に把握し、適切な一時保護の実施を目指します。
里親			
45	社会的養護については、国が里親へシフトしている。里親への認知が少しずつ広がってきている中で、一時保護所と里親の両面に対応できたらいい。里親支援の拠点も、プラザ内でつくれたらいいのではないかと思う。	1	[意見を参考とする] 社会的養護における家庭養護を推進していく上で、受け入れ先となる里親を拡大すること、またその里親を支援することは必要であると考えています。その上で、里親支援の手法について検討していきます。
46	市にも児童相談所ができることで、里親に興味を持つ人が増えるのではないかと考えているが、里親への啓発についてどのように考えているのか。	1	[その他] 兵庫県をはじめとする児童相談所設置自治体の手法も研究し、本市の里親啓発のあり方を検討していきます。
47	里親委託のケースで、習い事を無料でできるような仕組みがあればいいのではないか。	1	[意見を参考とする] 習い事に要する費用は、委託料として里親に支払われています。里親支援に係る手法については今後も検討していきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
他機関との連携			
48	ユース交流センターと児童相談所が同じ敷地で、しかも一時保護所があるというのは、子どもたちにとっての影響を懸念している。ただ単にひと咲きプラザ内にユース交流センターがあるために、児童相談所と連携と書いているのかもしれないが、具体的にどのような連携をするつもりなのか。 またプラザ以外の公共施設も含め、外出は可能なのか。	2	[意見を参考とする] あまがさき・ひと咲きプラザ内の施設をはじめとした公共施設等の利用については、一時保護中の子どもの希望や状況を踏まえつつ、適切に対応していきたいと考えています。
49	他機関との連携の点で、虐待を早期発見し、相談機関につながるように一般の地域の人との連携も大切だと思う。今までより質の良い啓発を取り入れるなどして市民が通報、相談などに躊躇することがないよう改善する策はあるのか。	1	[意見を参考とする] 市民に最も近い基礎自治体として児童相談所を設置するにあたり、身近で頼れる児童相談所として市民に認識いただき、また、児童虐待に対する関心を持っていただけるよう啓発を行うことで、より早い段階で連絡や相談をいただき、児童虐待の未然防止や重篤化の防止を図ることができるよう努めていきます。
50	地域の多様な支援者には民生児童委員や社協の町会長、保護司が思いつくが、現状、児童虐待に関する支援や情報を得ることは、稀有となっている。また児童虐待に関する研修もほとんど行われていない。	1	[意見を参考とする] 民生児童委員、社会福祉協議会、保護司や子ども食堂などの地域の多様な支援者との連携は、子どもと家庭の安全・安心を守っていく上で不可欠です。 これらの支援者の皆様と本市が目指す児童相談所像を共有することや児童虐待等に対する理解を深めていただくことは、児童虐待防止対策を進めていく上で大きな意味があることから、研修等の実施について今後取り組んでいきたいと考えています。
51	小学校区ごとに配置されている地区担当職員も児童虐待解決に向けて参画してもらうことも重要であり、各地区に会議拠点を常設すること。	1	[意見を参考とする] 「他機関との連携」において包括的な支援体制について記載しており、地域課職員もその担い手の一つであると考えています。 各地区ごとの連携のあり方については、よりよい方策を検討していきたいと考えています。
52	虐待を受けた子どもは、自己肯定感の低さやトラウマを抱えている傾向にあるため、カウンセリングや自立に向けた支援、居場所など、一時保護所を出た後も安心して生活ができるような体制を整え、基本方針に明記してほしい。	1	[すでに盛り込み済み] 一時保護後は、子どもや家庭の状況等により、家庭復帰や施設入所措置など、様々な支援を行うこととなりますが、それらの子どもたちに対して、関係機関や地域資源ともしっかりと連携し、自立まで一貫した支援を目指していくこととしています。
53	教職員は、虐待の発見から家庭訪問、親への相談等、貧困家庭においては、ソーシャルワーカーとしての働きも担ってきた歴史がある。 学校長や学級担任に負担過剰とならないよう教育委員会、学校現場との連携をしっかりと図ってほしい。	1	[すでに盛り込み済み] ご意見のとおり、虐待の発見につながる関係機関の一つである学校現場、教育委員会との連携は欠かせません。 また、一時保護中の子どもに対するケアにおいても、児童相談所と学校現場との連携は不可欠であることから、しっかりと連携した支援ができるよう取り組んでいきたいと考えています。
54	自立援助ホームなども積極的に連携を取ること。	1	[すでに盛り込み済み] 自立援助ホームについては、子どもを支援するための大切な連携先として、顔の見える関係を築いていきたいと考えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
55	保護司との連携について、どう進めていこうと考えているのか。	1	[その他] 保護司との連携については、非行少年などとの関わりが主な部分となりますが、関係機関の一つとして、情報や支援方針を共有し、適切な支援を連携して行っていきたいと考えています。
組織・人員配置・人材育成			
56	児童虐待が増えていることから、国の配置基準以上に専門職を増やし、十分に対応できる体制を取ること。	1	[すでに盛り込み済み] すでにあるいくしあと新たに配置する児童相談所の専門職等を合わせることで、全体として手厚い人員配置を目指します。
57	子ども関連の組織がどこで何をしているのかわかりにくいいため、いくしあや子どものための権利擁護委員会の業務なども一つのセンターに統合してはどうか。	1	[意見を参考とする] 例えば子どものための権利擁護委員会は行政機関から独立した機能を有しているなど、それぞれの組織に機能や役割があることからすべてを統合するのは困難ですが、市民の皆様にとってわかりやすい体制となるよう検討していきます。
58	児童相談所職員が異動ですぐに変わってしまわないよう異動をなるべく少なくしてほしい。また民間の力も活用し、公務員以外の風も取り入れてほしい。	1	[意見を参考とする] 職員の異動については、職務の適性や新たな職務による職員のスキルアップにもつながることから必要であり、市組織全体で考えていくものとなります。一方で児童相談所業務は専門性を必要とすることから、専門職・経験者採用による人材確保や各種研修による人材育成を通じ、専門性を確保していきます。 また民間の活用については、他自治体の状況など踏まえつつ、検討していきたいと考えています。
59	人材確保、育成の点において、職員不足と虐待相談件数の増加が懸念される中、職員に対する支援や待遇面をどのように考えているのか。	1	[すでに盛り込み済み] 児童虐待相談対応件数は年々増加しており、職員の確保・育成は大きな課題だと認識しています。 そのため、経験者の採用など職員確保を進めるとともに、職員のスキルアップのため、児童相談所設置自治体への職員研修派遣や内部研修を実施し、職員の育成支援を行っていきます。
60	兵庫県の児童相談所職員は、尼崎市が運営するときにはどのようなになるのか。	1	[その他] 本市が児童相談所を設置した場合には、兵庫県から事務移管を受けることとなりますが、兵庫県が有する専門性を引き継ぐことなどを目的として、兵庫県からの職員派遣について要望することを検討しています。 また、本市職員の専門性の確保も喫緊の課題であるため、現在、県の児童相談所に職員派遣をしています。
61	明石市など人事交流があってもいいのではないか。	1	[すでに盛り込み済み] 本市では平成29年度から兵庫県こども家庭センターへ職員の研修派遣を実施しています。 今後は、職員のスキルアップのため、引き続き兵庫県の児童相談所に職員を派遣するとともに、兵庫県以外の児童相談所設置自治体にも職員派遣を行っていききたいと考えています。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
施設整備、整備予定地			
62	施設整備のコンセプトにおいて、「温もりを感じられ、安心できる建物」とあるが、誰にとっての、どんな「温もり」のことを指しているのか。ハード面、ソフト面、どんなことを現時点で、想定しているのか。また、保護される子どもだけでなく、外部から見た時に、閉鎖的で圧迫感のある建物にしないための工夫について、市として考えている「温もりを感じられ、安心できる建物」の条件はどのようなものか。	7	[意見を参考とする] 児童相談所・一時保護所につきましては、木材を使用するなどして、訪れた子どもや保護者等が温かみを感じられる建物を整備していきたいと考えています。 また、個室を設置しプライバシーに配慮するとともに、ユニットを設置することでより家庭的な雰囲気としていきたいと考えています。
63	グラウンドだけでなく体育館もあれば、梅雨の時期でも毎日使えると思う。	1	[すでに盛り込み済み] 児童相談所の設置にあたっては、あまがさき・ひと咲きプラザ内での連携を掲げており、一時保護中の子どもの希望や状況に応じて、あまぼーとのホールを活用することで、雨天時であっても子どもたちが運動できるスペースを確保したいと考えています。
64	整備予定地のポイントにある「あまがさき・ひと咲きプラザ全体を活用し、子ども・保護者等の学びと育ちにも繋がる場所」とあるが、「保護者等の学びと育ち」とは具体的にどんなことを指しているのか。	1	[その他] あまがさき・ひと咲きプラザは、子どもから大人まで学びと育ちを支援する拠点です。 児童相談所の運営においては、いくしあとも連携し、子どもへの支援だけではなく、保護者等の大人に対してもペアレントトレーニングなどの事業を通じて、学びの場となるような取り組みを進めたいと考えています。
65	過去に一時保護所に入った経験があるが、箱庭療法はとても落ち着くし、物(まち)を作るという点ではすごくよかったので、取り入れてほしい。	1	[意見を参考とする] 児童相談所の運営にあたっては、いくしあとも一体的に行っていく方針であり、箱庭療法室などにおいても、いくしあに既にある機能を活用しながら、支援を行っていきたいと考えています。
66	児童相談所設置予定地であるあまがさき・ひと咲きプラザの立地上、関係職員の移動時間を要することになると思うので、インターネットでの会議についても検討してほしい。	1	[意見を参考とする] ICTの活用等により、効率化を図っていきたいと考えています。
67	市民にとってひと咲きプラザは不便なため、身近な場所、例えば生涯学習プラザなどにサテライト的に相談機能を置いてほしい。	2	[すでに盛り込み済み] 「他機関との連携」の中で、包括的な支援体制の構築を目指していきます。ご意見をいただいた生涯学習プラザには地域課職員や社会福祉協議会などの支援機関が配置されていることから、これらの関係機関とも連携しながら地域社会全体で子どもを見守る体制づくりを進めていきたいと考えています。
68	あまがさき・ひと咲きプラザに児童相談所だけでなく一時保護所もできることが気になる。一時保護所ができると保護者が怒鳴り込んでくるのではないかなど周りの地域への影響を心配する住民がいるのではないかなと思う。近くには新興住宅地もあるため、そのようなイメージによる誤解を解くことも含めて、懸念はないのか。	1	[意見を参考とする] 児童相談所や一時保護所ができると少なからず周辺にご心配をお掛けすることもあるかと思いますが、子どもや家庭にとって必要な支援を行うための施設であることを近隣住民の方々にはしっかりと説明し、ご理解いただけるように努めていきます。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
その他			
69	基本方針の中に「そもそも児童相談所とは何か」「どういう機能を持っているのか」という説明が必要ではないか。	5	[意見を反映した] ご意見のとおり、児童相談所に関する説明を追記します。 (修正後) 「児童相談所とは、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関です。」
70	市が他市と比べてどれくらい相談件数が多いか、またどんな特徴があるのかを基本方針に入れると、なぜ市に児童相談所をつくらなければならないかを市民が納得できるのではないかと思う。何か他市と比較できるようなデータを入れたらどうか。	2	[意見を反映した] 本市の相談件数等を記載し、本市の実情をご理解いただけるように児童相談所設置の背景を追記します。
71	児童相談所は親子を引き裂く、親と対立するという側面がある。地域から愛されるものをつくるにあたってどうできるのか。	1	[意見を参考とする] 本市では、子どもと家庭に寄り添った支援を行ういしあを既に有しているということが大きな強みであると考えています。 それに加え、児童相談所で行う一時保護や施設入所措置等についても、子どもの安全・安心を守るものであるとともに、家庭支援にもつながるものであるということを理解いただけるよう努めていきます。
72	県内でも年1～2件程度の虐待事件が発生している児童養護施設や里親家庭などで、虐待が起らないよう定期的にチェックをすること。	1	[意見を参考とする] 児童養護施設や里親等への措置や一時保護委託した際に、本市が目指す支援方針を共有し、子どもにとっての最善の利益の実現につながるよう進めていきたいと考えています。
73	子どもの受動喫煙を防ぐため施設内全面禁煙にしてほしい。	1	[その他] 本市が児童相談所の設置を予定しているあまがさき・ひと咲きプラザ内は全面禁煙となっており、新たに設置する児童相談所も全面禁煙となります。
74	児童相談所の検討過程で地域の声をきちんと反映し、あまがさき・ひと咲きプラザを地域に根差した場所にしてほしい。	1	[意見を参考とする] 児童相談所の検討にあたって、タウンミーティング等を開催し、地域の方々や子ども自身、保護者等のご意見を聴いていきたいと考えています。
75	児童相談所に関わる子ども以外にも子どもの意見表明権について学ぶ機会を確保してほしい。	1	[意見を参考とする] 子どもの育ち支援条例第11条第1項第6号に、市が施策を策定し推進する事項として子どもの人権に関する学習の機会の創出を規定しており、その規定に従って取り組みを進めていきます。